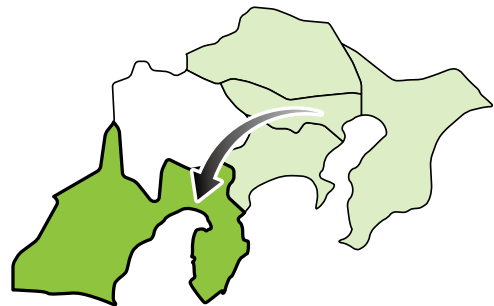


東京圏からの移住に対する補助制度が始まりました

国は、東京圏から地方に移住して、中小企業などに就業または起業した人への補助制度を創設しました。県内の全市町では、今年度からこの補助制度を開始しています。

東京圏在住の親族や知り合いへの周知にご協力ください。



問い合わせ／企画課 移住定住推進室 ☎55-2930 FAX53-6669

目的

この補助制度は、東京圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）の人口集中や、地方中小企業などの人材不足への対策を目的としています。

補助対象

- ① ①～⑥の条件を全て満たす人
- ② 平成31年4月1日以降に富士市へ転入した人
- ③ 転入日の前日まで5年以上継続して東京23区に居住していた人、または転入日の前日まで5年以上継続して東京圏に居住し、かつ東京23区内に通勤していた人
- ④ 申請日において、転入日から3か月以上1年以内継続して市内に居住している人
- ⑤ 申請日から5年以上継続して市内に居住する意思がある人
- ⑥ 市町村税及び特別区税を滞納していない人
- ⑦ 次のいずれかに該当する人
 - ・静岡県の求人情報サイト「しずおか就職net」の移住・就業支援金対象求人申し込み、新たに正社員として就業した人で、申請日において3か月以上継続して就業している人

・静岡県が実施する地域創生起業支援金の交付決定を受けている人

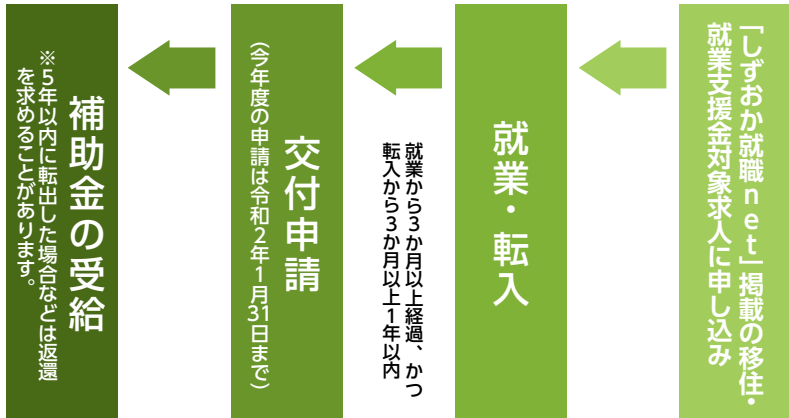
※今年度の地域創生起業支援金の募集は終了しています。

①～⑥以外にもいくつか要件があります。詳しくは、市ウェブサイトをのぞいていただくか、企画課移住定住推進室へお問い合わせください。

補助金額

世帯100万円、単身60万円

補助金受給までの流れ（就業）



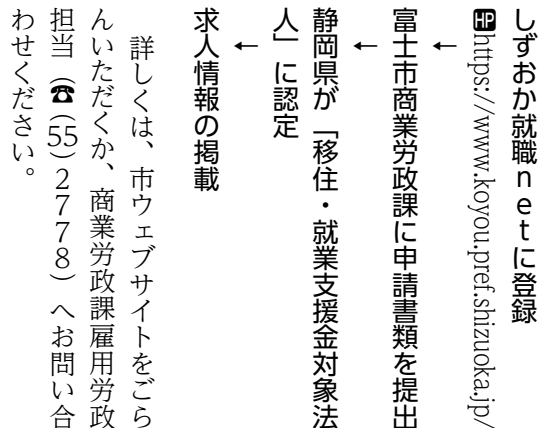
○市民の皆さんへ

東京圏在住の親族や知り合いなどで、富士市での転職・起業をお考えの人がいましたら、この補助金の対象となる可能性がありますので、周知にご協力ください。

○事業者の皆さんへ

「しずおか就職net」に求人を掲載したい事業者は、まずは移住・就業支援金対象法人として登録することが必要です。

求人掲載までの流れ



【市ウェブサイト】

くらしと市政↓くらし・手続↓住まい↓移住・定住↓移住就業支援補助金